

イノシシ等の獣害を無くすために

■地域ぐるみの捕獲対策について

「地域ぐるみの捕獲対策」とは、本来、狩猟免許所持者しか行うことができないイノシシの捕獲について、地区に一人でもわたりの狩猟免許所持者がいれば、同地区の免許を持っていない方々も捕獲に参加できる「捕獲従事者容認制度」です。捕獲対策を実施するには年に一回以上、市が開催するイノシシ捕獲技術講習会の受講が必要となります。

使用する箱わなは市が準備するほか、従事者が加入する保険も市が負担いたします。

仙台市においては、平成27年3月に青葉区芋沢の大沢地区で活動が始まり、同年に青葉区5地区、平成28年に青葉区4地区、太白区4地区、平成29年に青葉区2地区、太白区6地区、泉区8地区、平成30年に太白区1地区、泉区1地区、令和元年に青葉区1地区、太白区秋2地区、泉区3地区、令和2年に太白区2地区、令和3年に泉区1地区及び青葉区1地区が順次加わっており、現在は計42地区で575名の方が捕獲活動に従事しています。

この活動を通じて、令和元年度は307頭、令和2年度には418頭と、仙台市が行った有害捕獲実績のうち約43%を占めるなど、地域の防除意識の高揚と、農作物被害の発生抑止に大きく寄与しています。

皆さんの地域でも、イノシシによる農作物の被害軽減を図るため、「地域ぐるみの捕獲対策」の実施を検討してみたいかがでしょうか。

■仙台市鳥獣被害対策実施隊について

仙台市では猟友会から推薦を受けた隊員を市の特別職の非常勤職員として任命する「仙台市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市の業務としてイノシシ等の有害鳥獣の捕獲活動を行っております。令和2年度のイノシシの捕獲頭数は462頭となり、設置前の平成29年度の約2.3倍に増加しました。

実施隊員の活動には地域の皆さまのご理解・ご協力が欠かせません。今後ともよろしくお願いいたします。



地域ぐるみの捕獲対策説明会の様子



仙台市鳥獣被害対策実施隊長から箱わなの説明を受ける地域の皆さん

電気柵の安全確認のお願い

市販の電気柵については、使用方法を守り、適切に管理すれば、安全に使用できますが、改造を行ったり、決められた安全装置（漏電遮断器や電

気柵用電源装置）を使わずに設置するのは、事故の原因となりますので、絶対に行わないでください。

【主な注意点】

①ご家庭用のコンセントを電源として、電気柵用電源装置を通さずに直付けするのは法令違反になります。また、感電などの事故につながり、ご家族や近隣の方等にも大きな迷惑をかける大変危険な行為ですので、絶対に行わないでください。

電気柵の電源については、①ご家庭で使用しているコンセント、②乾電池やバッテリー12V、③ソーラーが主なものになっており、電源の種類によって、法令により定められている安全装置を設置しなければなりません。

①を電源とする場合、漏電遮断器（PSEマーク付き）を必ず接続し、電気柵用電源装置（PSEマーク付き）を通してください。

②、③を電源とする場合、必ず電気柵用電源装置を通してください。

また、電源に関わらず、電気柵には必ず周囲の方が容易に視認できる箇所に「危険表示板」を掲示してください。

この季節は子どもたちの夏休み期間であるとともに、お盆等で帰省されてきた方などが電気柵の設置箇所の近辺に立ち入る機会も増えると思われまますので、今一度、電気柵の安全確認をお願いいたします。

クマの出没にご注意ください

今年も各地でクマの出没が相次ぎ、人身被害が発生している自治体もあります。農作業の際には、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

○農作業を行う際に注意すべきこと
 ・ラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールする。
 ・クマ類の出没情報に注意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付ける。

・森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートになりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行う。
 ・頻繁にクマ類が出没する地域では、できるだけ単独での作業は避ける。

○誘引物の除去

・クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等は、可能な限り処分する。
 ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいので、収穫後の放置果実は適切に除去する。
 ・クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるので、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底する。
 ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるので、保管場所等に注意する。

【近くにクマがいることに気がついた場合】

・落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。
 ・クマが驚き、思わぬ行動に出る可能性があるため、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。

■ご利用ください

侵入防止柵設置などの補助

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、イノシシ等による農作物被害の防止対策を行う団体等に対して、侵入防止柵の設置をはじめとする自主防除に必要な経費の一部補助を実施しています。

一、助成の内容

(1) 農作物被害防止施設（電気柵等）の設置
 ア 防除用施設の延長が連続して、概ね千m以上の場合：事業費の3分の2以内（千mあたり33万円を限度）
 イ ア以外の場合：事業費の3分の1以内（百mあたり3万円を限度）

(2) イノシシ用捕獲檻（クマ脱出口付き）：購入経費の2分の1以内（1基あたり6万円を限度）
 (3) 狩猟免許（わな）試験講習会受講料に対する助成：農業者1人1回限り7千円
 (4) 狩猟免許（銃）試験講習会受講料に対する助成：1人1回限り7千円
 (5) 猟銃等初心者講習会受講料に対する助成：1人1回限り6千9百円

二、事業対象者

農業者等が組織する団体（3名以上）等
 ※一、助成の内容(4)と(5)は農業者に限定しません。また、事後申請は対象とはなりませんので、**事業実施前の申請をお願いします。**

三、事業期間 令和4年2月末まで

※予算額に到達次第事業終了となります。申込状況によって早期に終了する場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

地域ぐるみのイノシシ捕獲対策や地域における侵入防止柵の設置など、農作物有害鳥獣対策に関する相談、要望等がございましたら、お気軽に左記までご連絡ください。

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会
 （事務局）：仙台市農業振興課 電話 214-8334

■狩猟免許を取得してみませんか？

地域での被害防除対策を行う際、捕獲は防護と並び重要な対策となります。
 令和3年度における8月以降の講習会及び狩猟免許試験の日程は次のとおりです。

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、講習会受講料の助成を行っています。助成を受ける場合は、上記をご参照ください。

内容	日程	申込締切日	会場	お問合せ先
受験者用講習会 助成対象 要事前申請	9/1(水)	8/19(木)	宮城県大河原合同庁舎	(一社)宮城県猟友会 (022)276-2481
	9/3(金)	8/19(木)	宮城県石巻合同庁舎	
	1/15(土)	12/23(木)	宮城県農業大学校(わな猟限定)	
狩猟免許試験 助成対象外	9/11(土)	8/19(木)	宮城県大河原合同庁舎	仙台地方振興事務所 林業振興部森林管理班 (022)275-9253
	1/22(土)	12/23(木)	宮城県農業大学校(わな猟限定)	

※新型コロナウイルスの影響により、例年と実施方法が異なります。

※対象者や定員、申し込み方法など、詳しくはそれぞれの窓口までお問い合わせください。